

## 開成町部活動地域移行準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)に基づき、部活動の地域移行を円滑に推進するため、開成町部活動地域移行準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 部活動地域移行推進体制の構築に関する必要な事項
- (2) 部活動地域移行に関する各団体との調整及び広報
- (3) その他教育長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 準備委員会は、委員15人以内とし、教育委員会が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長には教育長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報償費)

第7条 委員がその職務を行うために要する費用として、予算の範囲内で報償費を支給する。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。